

議案第 67 号

平成 27 年度 亀山市 工業用水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について

平成 27 年度 亀山市 工業用水道事業会計 未処分利益剰余金 56,657,714 円のうち 10,000,000 円を減債積立金に、10,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとし、併せて平成 27 年度 亀山市 工業用水道事業会計決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 28 年 8 月 26 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

平成 27 年度 亀山市 工業用水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。